

国立研究開発法人物質・材料研究機構
AtomWork-Adv サービス利用約款一部改正新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
<p>(利用登録)</p> <p>第4条 本サービスの利用登録は、利用を希望する者がサイト上で利用登録を申請し、機構がこれを承認することによって完了するものとします。利用登録の完了により、利用登録を承認された者を契約者とし、機構との間で、利用契約が成立するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 契約者は、自らについて、住所、名前、勤務先又は所属機関、その他本サービスの利用登録フォームに入力した事項（ただし、メールアドレスを除く）について変更があったときは、すみやかにサイト上のユーザー情報登録ページにて情報を更新することにより、機構へ変更内容を届け出るものとします。シングルIPアドレスライセンスにおいて、本サービスを利用するグローバルIPアドレスを変更する場合は<u>ユーザー相談窓口</u> (atomwork-adv@nims.go.jp) を通じて申請し機構の承認を得るものとします。</p>	<p>(利用登録)</p> <p>第4条 本サービスの利用登録は、利用を希望する者がサイト上で利用登録を申請し、機構がこれを承認することによって完了するものとします。利用登録の完了により、利用登録を承認された者を契約者とし、機構との間で、利用契約が成立するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 契約者は、自らについて、住所、名前、勤務先又は所属機関、その他本サービスの利用登録フォームに入力した事項（ただし、メールアドレスを除く）について変更があったときは、すみやかにサイト上のユーザー情報登録ページにて情報を更新することにより、機構へ変更内容を届け出るものとします。シングルIPアドレスライセンスにおいて、本サービスを利用するグローバルIPアドレスを変更する場合は<u>ユーザー相談窓口</u> (atomwork-adv@ml.nims.go.jp) を通じて申請し機構の承認を得るものとします。</p>
(略)	(略)
<p>(利用期間)</p> <p>第6条 本サービスの利用期間は、第5条の通知に記載された利用期間終了日までとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 契約者が本サービスの利用契約を解約するときは、利用期間終了日の</p>	<p>(利用期間)</p> <p>第6条 本サービスの利用期間は、第5条の通知に記載された利用期間終了日までとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 契約者が本サービスの利用契約を解約するときは、利用期間終了日の</p>

1ヶ月前までにユーザー相談窓口 (atomwork-adv@nims.go.jp) を通じて解約申し込みをするものとします。本サービスの利用契約は、機構が解約申し込みを受理し承認の通知をすることにより、利用期間終了日をもって終了するものとします。

(略)

(お試し利用)

第10条 第4条1項により利用登録を完了した者は、一度に限り、お試し利用のために、利用登録から最長72時間の一時的なアクセス権を無償で取得し、本サービスを利用することができます。なお、申し込んだライセンスタイプにかかわらず、お試し利用期間中は、ダウンロード機能は利用できません。また、お試し利用において閲覧できるページ数は機構が定める上限があり、これを超えた場合にはお試し利用期間が終了します。

2 (略)

(データ等の権利)

第11条 AtomWork-Adv及び本サービスにより提供される本データの利用及び管理の権限は機構が保有しています。AtomWork-Adv及びサイトのウェブページ全体やシステム全般についても機構が著作権を有しています。

2 (略)

3 (略)

4 本データ利活用に係わる機構の権利やユーザーによる出典表示義務等に関して懸念のある契約者又はユーザーは、ユーザー相談窓口 (atomwork-adv@nims.go.jp) に相談して下さい。

(略)

(サービスの変更等)

第16条 機構が必要と判断する場合 (システムの保守を行う場合や停電等によりサービスの提供ができなくなった場合等)に限らず、運用上あるいは

1ヶ月前までにユーザー相談窓口 (atomwork-adv@ml.nims.go.jp) を通じて解約申し込みをするものとします。本サービスの利用契約は、機構が解約申し込みを受理し承認の通知をすることにより、利用期間終了日をもって終了するものとします。

(略)

(お試し利用)

第10条 第4条1項により利用登録を完了した者は、一度に限り、お試し利用のために、利用登録から72時間限定の一時的なアクセス権を無償で取得し、本サービスを利用することができます。なお、申し込んだライセンスタイプにかかわらず、お試し利用期間中は、ダウンロード機能は利用できません。

2 (略)

(データ等の権利)

第11条 AtomWork-Adv及び本サービスにより提供される本データの利用及び管理の権限は機構が保有しています。AtomWork-Adv及びサイトのウェブページ全体やシステム全般についても機構が著作権を有しています。

2 (略)

3 (略)

4 本データ利活用に係わる機構の権利やユーザーによる出典表示義務等に関して懸念のある契約者又はユーザーは、ユーザー相談窓口 (atomwork-adv@ml.nims.go.jp) に相談して下さい。

(略)

(サービスの変更等)

第16条 機構が必要と判断する場合 (システムの保守を行う場合や停電等によりサービスの提供ができなくなった場合等)に限らず、運用上あるいは

技術上機構が必要と判断するすべての場合を含む)、契約者へ事前に通知することなく、随時AtomWork-Adv及び本サービスの内容の一部又は全部を変更、停止又は中止することができるものとし、契約者はこれを承諾します。

2 (略)

3 (略)

4 機構が第2項の規定によって本サービスの提供を終了した場合において、契約者が支払い済みの年間利用料のうち中止後の期間分(以下「残期間分」といいます)について精算を希望する契約者は、機構が指定する方法で、ユーザー相談窓口 (atomwork-adv@nims.go.jp) に送金先の金融機関口座情報を連絡するものとします。精算を希望し機構が指定する方法により送金先金融機関情報を提供した契約者について、機構は残期間分について日割り計算で精算し返金するものとします(1日未満の端数切り捨て)。精算金の送金手数料は契約者の負担とします。但し利用停止日から1年を経過しても、契約者が残期間分の返還請求を行わなかったときは、契約者は返還請求権を失うものとします。機構は当該精算に係る債務以外は一切の責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

(略)

附 則 (令和6年3月25日)

この約款は、令和6年4月8日から施行する。

技術上機構が必要と判断するすべての場合を含む)、契約者へ事前に通知することなく、随時AtomWork-Adv及び本サービスの内容の一部又は全部を変更、停止又は中止することができるものとし、契約者はこれを承諾します。

2 (略)

3 (略)

4 機構が第2項の規定によって本サービスの提供を終了した場合において、契約者が支払い済みの年間利用料のうち中止後の期間分(以下「残期間分」といいます)について精算を希望する契約者は、機構が指定する方法で、ユーザー相談窓口 (atomwork-adv@ml.nims.go.jp) に送金先の金融機関口座情報を連絡するものとします。精算を希望し機構が指定する方法により送金先金融機関情報を提供した契約者について、機構は残期間分について日割り計算で精算し返金するものとします(1日未満の端数切り捨て)。精算金の送金手数料は契約者の負担とします。但し利用停止日から1年を経過しても、契約者が残期間分の返還請求を行わなかったときは、契約者は返還請求権を失うものとします。機構は当該精算に係る債務以外は一切の責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

(略)